年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

福岡国民年金 事案 2591

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から7年2月まで

私は、大学生のとき、親に勧められて、付加年金を含む国民年金の加入手続をA市役所で行った。

しかし、平成7年2月頃、申立期間の国民年金保険料を納付していないことに気付き、私の父が、金融機関において、納付書により付加保険料を含んだ保険料を一括して納付してくれた。

申立期間に係る領収書等は保管していないが、私も父も申立期間の保険料 を納付したことは記憶しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成6年6月23日に、国民年金に加入するとともに、付加年金に加入していることが確認でき、オンライン記録においても、付加年金の加入日は、同年6月30日と記録されていることから、申立人が、申立てのとおり、同年6月に付加年金を含む国民年金の加入手続を行ったことが確認できる。

また、申立期間の付加保険料を含んだ国民年金保険料を一括で納付したとする申立人の父親は、申立期間の保険料が未納であることを知り、申立人に保険料納付の必要性を説明したこと、及び申立人に代わって保険料を金融機関で納付したことについて具体的に供述しており、その供述に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除いて現在に至るまで、国民年金加入期間に係る保険料を全て納付しており、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和61年9月は17万円、63年2月及び平成2年9月は18万円、9年9月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月16日から平成19年11月30日まで A社に勤務した申立期間について、標準報酬月額と給与の総支給額に差が ある。申立期間の給与明細書の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月 額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 61 年 9 月、63 年 2 月、平成 2 年 9 月及び 9 年 9 月 に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び申立事 業所が提出した賃金台帳(以下「給与明細書等」という。)により、申立 人が、当該期間において、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保 険者名簿により確認できる標準報酬月額(以下「オンライン記録等の標準 報酬月額」という。)を超える報酬月額の支払いを受け、オンライン記録 等の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を事業主に より給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。 したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和 61 年9月は 17 万円、63 年2月及び平成2年9月は 18 万円、9年9月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等に記載されている当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録等の標準報酬月額を超えていることが確認でき、申立事業所における現在の事務担当者が、「申立期間については、給与が毎月末締め、翌月5日払いであり、手作業による事務処理であったため、誤った厚生年金保険料額を控除したことがあったかもしれない。」と供述しているところ、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主が届け出た申立人の標準報酬月額がオンライン記録等の標準報酬月額と一致することから、事業主は、給与明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和54年3月16日から61年9月1日までの期間、同年10月1日から63年2月1日までの期間、同年3月1日から平成2年9月1日までの期間、同年10月1日から9年9月1日までの期間、及び同年10月1日から19年11月30日までの期間については、給与明細書等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録等の標準報酬月額を上回っている期間があるものの、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録等の標準報酬月額と同額又は低額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月16日から同年5月1日まで

私は、A社C出張所に、昭和48年4月30日まで勤務し、同年5月1日には、同社の子会社であったD社(現在は、E社)に出向した。しかし、継続して勤務したにもかかわらず、同年4月16日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の所属課ごとの配置人員を記したA社の「人員表」、D社の「組織表」、B社の回答並びにA社及びD社に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社及び同社の子会社であるD社に継続して勤務し(昭和 48 年5月1日にA社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主(A社)により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 48 年 3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否 かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及 び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年6月1日から17年4月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 10 日から 17 年 4 月 1 日まで 申立期間については、A市のB社に正社員として雇用されたが、勤務地は C県D市だった。

日本年金機構において、標準報酬月額の記録を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成16年6月1日から17年4月1日までの期間については、申立人が提出した通帳、及びE税務署が保管する源泉徴収票等から試算した報酬月額並びに厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、それに見合う厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、前述の通帳、源泉徴収票等から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認め

ているところ、申立人が提出した通帳等により推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、平成 16 年6月から 17 年3月までについて一致していないことから判断すると、事業主は、前述の通帳等により推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成16年5月10日から同年6月1日までの期間については、前述の通帳等により推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないものと認められる。

また、申立事業所は、申立人の厚生年金保険料の控除額については不明 と回答していることから、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生 年金保険料額を超える保険料額の控除について確認できる関連資料を得る ことができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて いたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格取得日に係る記録を昭和59年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月1日から同年12月1日まで

日本年金機構の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。昭和 56 年4月1日に入社以来、平成 15 年 10 月 31 日に退職するまで同社に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し(昭和59年11月1日にA社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和59年12月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情が無いことから、行ったとは認められない。